

教育学研究科 延長生学費の取り扱いについて

1. 修士課程・博士後期課程

在学年数（休学・留学期間を除いた年数）が2年（修士課程）/3年（博士後期課程）を超える場合、前学期終了時点での修了所定単位数に対する不足単位数をもとに、学期ごとの学費額を計算します。

【2016年度以前入学者の場合】

	授業料	教育環境整備費	演習料、実験演習料
研究指導のみが残っている者	学期所定額※の50%	学期所定額※の50%	学期所定額※の満額
不足単位数はあるが 研究指導は修了している者			
不足単位数が14単位以下で 研究指導と授業科目を履修する者	学期所定額※の70%		
不足単位数が15単位以上で 研究指導と授業科目を履修する者	学期所定額※の満額		

【2017年度以降の入学者の場合】

	授業料	演習料、実験演習料
研究指導のみが残っている者	学期所定額※の50%	学期所定額※の満額
不足単位数はあるが 研究指導は修了している者		
不足単位数があり 研究指導と授業科目を履修する者	学期所定額※の満額	

※学期所定額とは…当該延長生と同一研究科の同一専攻に在学する標準修業年限の最高学年度の学生が、学期ごとに納入する学費の所定額のこと。

【2016年度以前入学者限定】 2016年度以前入学者が延長生となり、かつ同一研究科の同一専攻に在学する標準修業年限の最高学年度の学生が2017年度以降の入学者である場合は、授業料の学期所定額は次の通りとなります。

- ・修士課程（文科系）：278,500円／半期
- ・博士後期課程（文科系）：231,000円／半期

- ・授業料の計算にあたり、100円未満の端数が生ずるときは、10円の位を四捨五入します。
- ・その他、各学期あたり、学生健康増進互助会費（1,500円）、学会会費（250円）を徴収します。
- ・**【2017年度以降入学者限定】** 在学中に1学期相当期間以上留学し、延長生になった場合の授業料は、教授会等が特別に認めた場合に限り、修了に必要な単位数から前学期終了時まで取得した単位数を差し引いた単位数が14単位以下である者については延長生学費等算出基準学生が支払う金額の50%に相当する金額とする。ただし、この基準の適用は1年度を上限とする。

2. 高度教職実践専攻（教職大学院）

在学年数（休学・留学期間を除いた年数）が1年（1年制コースの場合）/2年（2年制コースの場合）を超える場合、前学期終了時点での修了所定単位数に対する不足単位数をもとに、学期ごとの学費額を計算します。

	授業料
修了に必要な単位数から前学期終了時まで取得した単位数を差し引いた単位数が4単位以下である者	学期所定額※の50%
修了に必要な単位数から前学期終了時まで取得した単位数を差し引いた単位数が5単位以上である者	学期所定額※の満額

※学期所定額とは…当該延長生と同一研究科の同一専攻に在学する標準修業年限の最高学年度の学生が、学期ごとに納入する学費の所定額のこと。

- ・授業料の計算にあたり、100円未満の端数が生ずるときは、10円の位を四捨五入します。
- ・その他、各学期あたり、学生健康増進互助会費（1,500円）、学会会費（250円）を徴収します。
- ・在学中に1学期相当期間以上留学し、延長生になった場合の授業料は、教授会等が特別に認めた場合に限って、修了に必要な単位数から前学期終了時まで取得した単位数を差し引いた単位数が5単位以上16単位以下である者については、延長生学費等算出基準学生が支払う金額の50%に相当する金額とする。ただし、この基準の適用は1年度を上限とする。

以 上

教 育 学 研 究 科